

外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律

(平成一六年二月一六日法律第一号)(衆)

一、提案理由(平成一六年一月二八日・衆議院財務金融委員会)

水野議員 ただいま議題となりました外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本法律案は、近年における我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議決定に基づき対外取引に関する規制の発動を可能とすることができるようにするもので、以下、その概要を申し上げます。

第一に、この法律の目的において、我が国または国際社会の平和及び安全の維持の観点を明示することとしております。

第二に、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において、支払い等、資本取引、特定資本取引及び役務取引等について許可を受ける義務を課する措置、対外直接投資の内容の変更または中止を勧告する措置、輸出及び輸入について承認を受ける義務を課する措置を講ずべきことを決定することができることとしております。

第三に、政府は、閣議決定に基づき以上の措置を講じた場合には、当該措置を講じた日から二十日以内に国会に付議して、当該措置を講じたことについて国会の承認を求めなければならないこととしております。この場合において、不承認の議決があったときには、政府は速やかに当該措置を終了しなければならないこととしております。

以上が、本法律案の趣旨及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。よろしく御願ひ申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成一六年一月二九日)

田野瀬良太郎君

……………(略)……………

次に、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、近年における我が国を取り巻く国際情勢にかんがみ、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議決定に基づき対外取引に関する規制の発動を可能とすることができるようにするもので、以下、その概要を申し上げます。

第一に、この法律の目的において、「我が国又は国際社会の平和及び安全の維持」の観点を明示することとしております。

第二に、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において、支払い等、資本取引、特定資本取引及び役務取引等について許可を受ける義務を課する措置、対外直接投資の内容の変更または中止を勧告する措置、輸出及び輸入について承

認を受ける義務を課する措置を講ずべきことを決定することができることとしております。

第三に、政府は、閣議決定に基づき以上の措置を講じた場合には、当該措置を講じた日から二十日以内に国会に付議して、当該措置を講じたことについて国会の承認を求めなければならないこととしております。この場合において不承認の議決があったときには、政府は、速やかに当該措置を終了しなければならないこととしております。

本案は、昨二十八日当委員会に付託され、同日提出者水野賢一君から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年一月二八日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

政府は、外国為替及び外国貿易法第十条に基づき、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるとして閣議により措置を講ずべきことを決定し、当該措置を講じた場合には、速やかにその理由を公表すること。

三、参議院財政金融委員長報告（平成一六年二月九日）

平野貞夫君 ただいま議題となりました四法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

……………（略）……………

次に、外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案は、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議決定に基づき対外取引に関する規制の発動を可能とするものであります。

委員会におきましては、我が国単独で経済制裁を可能とする制度が及ぼす対外的影響、本改正が想定する経済制裁の発動対象等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。

……………（略）……………

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年二月九日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 政府は、外国為替及び外国貿易法第十条に基づき、我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるとして閣議により措置を講ずべきことを決定し、当該措置を講じた場合には、速やかにその理由を公表すること。

右決議する。